

外貨小切手取立規定

十八親和銀行

1. (取立銀行の選定、小切手等の送付、取立の方法)

取立のために利用する当行の本支店または他行（以下「取立銀行」という。）の選定ならびに小切手等の送付および取立の方法は、当行に一任されたものとします。

2. (小切手等の真正・有効性の担保)

小切手等およびこれになされた裏書等が真正かつ有効であることについては、当行に何ら確認義務はなく、小切手等およびこれになされた裏書等に偽造・変造・その他の瑕疵があることによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. (手数料、費用など)

- (1) 当行および取立銀行の取立に関する手数料および諸費用は依頼人の負担とし、取立依頼の受付時または後日当行からの請求があり次第、直ちにお支払いください。
- (2) 依頼に基づくと否とにかかわらず、当行が取立の経過照会を行った場合、または取立銀行からの照会に対して回答等を行った場合の手数料、諸費用についても、前項と同様とします。
- (3) 前2項の手数料、諸費用の料率、計算方法および適用する為替相場については、当行の定めによるものとし、当行が必要と認めた場合には、取立代金から差し引くことができるものとします。

4. (支払、不渡通知および拒絶証書の取扱い)

- (1) 支払通知および不渡通知の方法に関しては、当行所定の方法により取扱わせていただきます。
- (2) 取立依頼書に支払拒絶証書作成の明確な指図がない場合は、当行はすべてその手続を免除されたものとします。
- (3) 取立依頼書に拒絶証書作成の明確な指図がある場合についても、以下の各号に掲げる場合には、当行は責任を負いません。
 - ① 当行が取立銀行に同様の指図をしたにもかかわらず、拒絶証書が作成されなかった場合。
 - ② 小切手等の支払地の法令、規則、慣習その他の理由により拒絶証書の作成その他の法的手続がとれない場合。

5. (取立代金の償還)

支払地の法令、規則、慣習、その他何らかの事由により、取立銀行からの当行に対する小切手等の取立代金の支払いが取消された場合、または取立銀行からいったん支払われた取立代金の返還を請求された場合には、お支払いした取立代金は、小切手等の返還を条件としないで直ちに当行所定の料率による付帯の利息、手数料および諸費用とともにお支払いいただきます。

この場合に適用する為替相場は、償還時における当行所定の為替相場とします。

6. (小切手等の返還)

- (1) 不渡等の理由により当行が返還する小切手等がある場合には、その小切手等は当行の取扱店舗において返還するものとします。

- (2) 支払地の法令、規則、慣習その他何らかの事由により小切手等の取戻しができないと認められる場合には、当行に小切手等の返還義務はないものとし、このことから生じる損害については、当行に責任はないものとします。

7. (免責)

当行は、以下の損害については、責任を負いません。

- (1) 小切手等の郵送中の紛失、損傷、延着等の事故によって生じた損害。
- (2) 取立銀行の責に帰すべき事由によって生じた損害。
- (3) 取立銀行の営業停止、支払不能もしくは破産および支払地の法令その他の事情により取立代金の回収不能、延着、為替変動、その他やむを得ない事情により生じた損害。
- (4) 不可抗力その他当行の帰すべき事由以外の事由により生じた損害。

8. (譲渡、質入れの禁止)

本取立の委託に基づく依頼人の権利は譲渡または質入れすることはできません。

9. (取立統一規則)

この規定に定めのない事項については、国際商業会議所制定の「取立統一規則」(1995年規則またはその後に改訂があれば改訂規則)に従って取扱うものとします。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(附則)

第3条第1項に定める当行手数料につきましては、下記当行ホームページにて掲載のとおりとします。

<https://www.18shinwabank.co.jp/ebooks/exchange/>

以上

(2020年10月1日現在)